

2025（令和 7）年度事業報告書

自 2025（令和 7）年 6 月 1 日

至 2026（令和 8）年 5 月 31 日

I. 概 要

2025 年度日本経済レポートによれば、同年度の我が国経済は、米国の関税引上げという逆風に見舞われながらも、内需を中心として緩やかな回復が続いている。

米国の関税措置については、同年 7 月の日米間の関税交渉の合意により、不透明感は緩和したが、米国通商政策の動向は、引き続き我が国の緩やかな回復を下振れさせるリスクの一つと考えられている。

また、食料品など身近な物の価格の上昇が続いた。消費者物価指数は、2022 年から上昇が続いたため、物価高の継続が消費の回復を抑制する要因ともなった。賃上げ等による所得環境の改善が我が国景気を下支えしてきたなかで、今後も 2%の物価安定目標を上回る物価上昇率が継続することになれば、これも我が国の緩やかな景気回復を下振れさせるリスクの一つと考えられている。

2020 年に生じたコロナ禍以降、財・サービス輸出や企業の設備投資が GDP 全体の伸びを上回って伸びており、景気を牽引してきた。個人消費もプラス基調を保っているものの、近年物価上昇が続く中で、相対的に見れば回復のペースに遅れが見られている。

本年 6 月に内閣府が発表した月例経済報告によれば、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。

一方で、冠婚葬祭互助会業界を取り巻く環境は、少子化・高齢化、消費者意識の変化により、引き続き厳しい経営環境が続いているが、全互協ではこれまでの 50 年間の活動において、互助会業界の置かれた環境の変化に対する互助会の取り組みや社会的役割を踏まえ、今後の長期的な方向性と互助会業界の在り方について検討を行った。

「互助会業界将来ビジョン」については、第 18 回総会において、将来ビジョンである「一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ことを実現するために必要な互助会業界共通アプリ「My GOJO+」の開発について承認を受け、本年 9 月リリースに向け着実な取組を行った。

また、業界を取り巻く課題への対応として、

「役務の拡大」については、監督の基本方針において、「健康増進に資するヘルスケアに係る役務」、「孤立防止に向けた交流斡旋に係る役務」、「日常生活における会員生活サポートに係る役務」が互助会契約に組み込むことができるようにするための対応を行った。

「ブロックの活性化の促進」については、昨年度より本格的に実施されたブロック研修会について、引き続き、各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等を通じて地域活動を進め、ブロックの活性化を行った。

また、社会への対応として、

「オーダーメイド型互助会契約約款の導入促進」については、オーダーメイド型互助会契約の消費者メリットや事業者メリット、モデル契約内容等の資料を作成し、春期ブロック会議で説明を行い、導入互助会が増加するよう推進を図った。

「大規模災害等に対する対応」については、折衝担当互助会を中心に、災害時支援協定が未締結の自治体（特に都道府県、政令指定都市）との締結を推進した。また、災害発生時の連絡体制の確認を行った。

「全互協奨学金基金制度」については、前年度4月より、奨学生及び寄付金募集案内を展開、8月15日～10月15日の間における応募申請10名のうち、厳正なる審査・選考会を経て、計5名（男性2名、女性3名）に対し、年間60万円の奨学金給付を決定した。また、本制度の認知及び寄付等の支援拡大に向け、大学等在籍者を新たに対象とした制度拡充を行うと共に、次年度の案内を3月より実施した。

その他、消費者に対する質の高いサービスの提供のための研修事業の強化、個人情報保護管理の徹底、解約対応の適正化、会員管理の推進などによる消費者利益の保護及び増進、全互協ブランドの確立、様々な媒体を活用した情報発信などに取り組んだ。

更に次の会長基本方針に基づき事業を実施した。

○目 標

1. 環境変化への対応（業界のあり方）

これまでの50年間の活動において、互助会業界の置かれた環境の変化に対する互助会の取り組みや社会的役割を踏まえ、今後の長期的な方向性と互助会業界の在り方を検討する。

また、消費者からの安心と信頼をさらに得るために「全互協ブランド」の拡充とともに、互助会と会員、会員と会員とのつながりをより強くするための体制整備を行う。

(1) 「互助会業界将来ビジョン」の具現化への取り組み <ビジョンPT>

一昨年取りまとめられた「互助会業界将来ビジョン研究会報告書」において、互助会はこれまでの冠婚葬祭産業から人生100年時代に向けたウェルビーイング推進産業へ昇華させていくことが必要であるため、「会員基盤共用事業（Webサイト）」等について検討を行う。

(2) 全互協ブランドの拡充 <広報・渉外委員会>

更なる「全互協ブランド」の拡充を図るとともに、会員互助会が高品質のサービスを提供することができること等を消費者に効果的に伝える情報発信を検討し実施する。

(3) 会員と互助会をつなぐ関係の構築 <ビジョンPT>

会員管理とは異なる観点から、会員の信頼を得られるように会員に寄り添ったコミュニティの形成とゆるやかなつながりを持った関係を築くため、互助会が今まで培ってきた「地域における信頼性」や「会員ネットワーク」、「施行施設」、「多様なイベントコンテンツ」等の有形・無形の資産の活用方法を検討する。

2. 業界を取り巻く課題への対応（新たな制度、しくみ）

互助会業界を取り巻く環境は、少子高齢化、消費者意識の変化、消費者保護をはじめとする様々な課題があり、それらに対して新しい制度やしきみによる対応も踏まえて適切な調整、対応を行う。

(1)新セーフティネットの検討 ＜施行支援運営合同会議、政策委員会＞

全互協のセーフティネットを整備するために、役務保証機能及び安心ネットワーク機能について、引き続き実効性を確保するための整備を行うとともに、全ての互助会加入者が保護されるために、法律に基づいたセーフティネットの構築について検討を行う。

(2)これからの保全のあり方の検討 ＜政策委員会＞

互助会保証(株)とは、「供託委託契約」を締結し前受金を保全しているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済環境が疲弊し、業界として経営不振互助会を引き受ける余力が低下している状況において、今後保証会社が供託を求められることが考えられる。

このような状況を踏まえ、保証会社の財務の健全化や供託能力の強化、担保の建物評価方法等これからの保全のあり方について検討を行う。

(3)「認定割賦販売協会」認定への取り組み ＜施行支援運営合同会議、総務委員会＞

これまで、全互協では認定割賦販売協会に認定されることを目標に、自主規制を3弾に渡り実施してきた(募集資格者等登録制度、コンプライアンス・ブロック別委員会、消費者啓発等)。引き続き、消費者保護の充実と、確実な契約の履行のために自主規制を強化し、認定割賦販売協会に認定されることを目指し、関係機関への働きかけを行う。

(4)「互助会消費者アドバイザー資格制度」の着実な推進 ＜コンプラ委員会＞

苦情・相談等対応業務の重要性についての理解を深め、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成することを目的に、令和5年度に創設した「互助会消費者アドバイザー資格制度」を着実に推進するとともに各互助会の消費者相談窓口の対応等を強化し、互助会事業に対する消費者からの安心・安全、互助会事業者の信頼の向上を目指す。

(5)役務の拡大の検討 ＜政策委員会、総務委員会＞

これまで、少子化・高齢化時代に対応するために役務の拡大について、行政と調整を行い、結婚式、葬式、第三役務に係る役務サービス等の拡大を行ってきた。

今回、「互助会業界将来ビジョン研究会報告書」で提言されている「ヘルスケア事業」、「交流斡旋事業」、「生活サポート事業」の各種役務サービス等を互助会事業に組み込むことができるように検討を行う。

また、新たな役務拡大に伴い、約款等の監修についての体制整備を行う。

(6) ブロックの活性化の促進 <研修委員会>

令和4年度より本格的に実施されたブロック研修会について、引き続き、各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等を通じて地域活動を進め、ブロックの活性化を行う。

(7) 次世代の育成 <次世代委員会>

将来の冠婚葬祭互助会事業を担う次の世代の育成を目的として、若手経営者や次期後継者を対象に、経営者としての素養を学ぶ場や、業界を取り巻く諸問題について、互いに研鑽しながら自由闊達な議論や情報交換の場を提供するための勉強会等を検討し開催する。

3. 社会への対応（社会との共生、つながり）

互助会は、互助会の特性を活かした見守り活動や高齢者問題への対応等の社会的な役割を果たしている。また、施設や人の体制、ノウハウなどのインフラを有しており、これらを活用した地域コミュニティの構築やつながりを生かした社会との共生について検討し、様々な取り組みを行う。

(1) 少子化・高齢化対策

① 「出会い・交流サポート事業」の着実な推進 <広報・渉外委員会>

少子化への対策のために、全互協のネットワークを活かし、全国の加盟互助会の施設（結婚式場等）を利用した「出会い・交流サポート事業」を推進し、ブライダル市場の需要喚起や互助会の新たなビジネスモデルの展開、潜在的な市場の開拓等を行う。

② オーダーメイド型互助会契約約款の導入促進 <政策委員会>

平成29年2月から独居者対策としてオーダーメイド型互助会契約を開始し、令和5年度には、これまでの利用状況を踏まえ、「オプションパッケージ」の追加等を実施した。今後はオーダーメイド型互助会契約の必要性を周知し、導入互助会を増加させ、より多くの消費者に利用してもらうために推進を図る。

(2) 社会貢献

① 業界によるSDGsへの取り組み <広報・渉外委員会>

業界及び会員互助会によるSDGsへの取り組みを促進し、社会的課題を解決する活動を通じて、業界及び会員互助会の利益とイメージアップにつながる効果的な取り組みを検討する。

② 「全互協奨学金制度」の着実な運営 <広報・渉外委員会>

令和5年度に、経済的理由により就学が困難な学生への支援を行うことにより、地域社会の発展や冠婚葬祭互助会業界の地位の向上、社会的使命の達成を図ることを目的にした全互協奨学金制度を創設したところ。今後は「奨学金基金特別会計」の着実な運営を行うために必要な検討を行い実施する。

③ 大規模災害等に対する互助会業界の対応 <総務委員会>

これまでの「災害時支援協定」に基づく支援に加えて、互助会業界として、被災地に対してどのような支援を行うべきか、どのような体制を整備すべきか等、幅広く支援策について検討を行う。

④儀式継承事業の着実な実施（財団へ委託）

冠婚葬祭における通過儀礼や儀式儀礼の意味と大切さを認識、再確認することを目的に、「冠婚葬祭講座」や「日本の儀式カレンダー」等を通じて普及・啓発活動を行う。このような活動により、冠婚葬祭への理解を深め、互助会の利用促進などの業界の活性化につなげる。

Ⅱ．事業内容

1．総括運営事業（総務委員会）

1）「認定割賦販売協会」認定への取り組み

訪問販売や不招請勧誘が禁止された場合に備え、施行支援合同会議における議論を踏まえつつ、必要に応じてフォローを行った。

2）消費者契約法・特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応について

「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会・ワーキンググループ」、「デジタル取引・特定商取引法等検討会」について、業界に影響があるかどうかを注視した。

3）解約手数料問題への対応

「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」において、解約料の実態を踏まえた実効的な仕組みとして、「解約料」条項に係る規程の見直しや当該条項の説明に関する既存の制度の拡充が議論されており、検討の動向をフォローした。

4）モデル約款等の改訂

監督の基本方針の改正に伴い、モデル約款の改訂について検討を行った。

5）立入検査への適切な対応

立入検査の実態状況等について調査を行い、その調査結果を秋期ブロック会議で各互助会に提供し、各互助会の業務適切化の推進を図った。

6）情報公開の推進

各互助会の公開情報について、最新の情報に変更するよう依頼を行うと共に、公開方法が営業所等への備付の場合は、備付場所等をホームページで公表するよう依頼を行った。また、全互協ホームページに、情報公開の実施状況を掲載した。

7）地域見守り活動の推進

従来の地域見守り活動への参画に加え、消費者庁からの要請を受け、「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」に参加した。各互助会においても、地域連絡協議会への参加依頼を秋期ブロック会議にて実施した。

2026（令和8）年5月末時点の締結報告数

222件 197自治体 （今年度 +33件、24自治体）

8）2026（令和8）年度の予算適正化

2025（令和7）年6月～9月の予実管理を行った。また事務局において、10月以降の予算執行の変更を随時確認し、今年度、赤字にならないよう、調整を行った。

9) 大規模災害等に対する対応について

折衝担当互助会を中心に、災害時支援協定が未締結の自治体（特に都道府県、政令指定都市）との締結を推進した。また、災害発生時の連絡体制の確認を行った。

2026（令和8）年5月31日現在、223自治体との間で218件の協定を締結（一つの協定で同時に複数の自治体と締結したケースあり）。その内、都道府県・政令指定都市では、38都道府県、17政令指定都市と締結。

【今年度新たに締結した自治体】

令和7年6月26日	北海道札幌市
令和7年7月1日	兵庫県神戸市
令和7年8月7日	熊本県菊陽町
令和7年8月13日	大阪府堺市
令和7年10月1日	大阪府大阪市
令和8年3月25日	宮崎県
令和8年3月27日	沖縄県
令和8年3月27日	福井県

10) 新たな役務拡大に伴う、約款等の監修についての体制整備について

経産省で開催された、監督の基本方針の見直し等を議論する「前受金役務利用検討会」の審議内容や監督の基本方針の改正に伴い、新たな役務拡大における自主規制の内容や役務サービス審査会（仮称）の規程類、審査基準について検討を行った。

11) 所在不明かつ生年月日不明の会員に係る互助会契約の事業者側からの解除について

所在不明かつ生年月日不明の会員の取扱いについて、経産省了解の下、国税庁と協議を行った。また、その協議結果に伴い、段階別会員管理規程の改訂について検討を行った。

委員会開催 11回（開催月 6、7、9、9、10、12、1、1、3、4、5月）

2. 政策事業（政策委員会）

1) 役務の拡大等の検討

監督の基本方針において、「健康増進に資するヘルスケアに係る役務」、「孤立防止に向けた交流斡旋に係る役務」、「日常生活における会員生活サポートに係る役務」が互助会契約に組み込むことができるようにするための対応を行った。

また、上記の各種役務を導入する際に必要な事項について、検討を行った。

2) オーダーメイド型互助会契約約款の導入促進

オーダーメイド型互助会契約の消費者メリットや事業者メリット、モデル契約内容等の資料を作成し、春期ブロック会議で説明を行い、導入互助会が増加するよう推進を図った。

3) 新セーフティネットの検討

割賦販売法で規定されている改善命令基準以外に、確認すべき基準について検討を行った。また、救済引受が円滑に行われるためのモデル約款の条文改正についても検討を行った。

4) これからの保全のあり方の検討

今年度の両保証会社の決算状況を確認すると共に、保証能力については、金融機関や他業種の保証会社との比較等を行った。

5) 全互協内財務データ集計及び財務の把握

加盟互助会の財務データの収集・整理を民間調査会社に委託し、当該収集結果について、冠婚葬祭互助会が遵守すべき各種財務比率の達成状況等の確認を行った。また、報告書については、当協会会員サイトに掲載し、正会員が閲覧できるように対応を行った。

6) 消費者契約法、特定商取引法等の改正に向けた動きへの対応

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会及びデジタル取引・特定商取引法等検討会について、検討内容等の確認を行った。

委員会開催8回（開催月7、9、10、12、1、3、4、5月）

3. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の推進

①全互協の活動・互助会事業等の取り組みの発信

消費者に対して有益な情報の提供と情報交流を行うとともに、互助会の価値を対外的に発信した。また、会員互助会に対して、会員サイトを用いて全互協の取り組みや業界動向などの必要な情報を提供した。

会員互助会による企業情報及び施行施設情報等を随時更新可能とし、全互協HP掲載情報の最新化を図り、消費者・会員ともに利用し易いサイトへの対応を行った。

冠婚葬祭互助会を知らない者等に対し、冠婚葬祭互助会及び当協会の活動内容を紹介する動画CMを配信、全国ネットのラジオ（コーナー）番組を1社提供にて放送した他、全互協の活動や互助会事業の取り組みを掲載した「儀式・儀礼文化への理解促進等」を図る“小学校副教材”を発行する等、日本全国への広報展開を実施した。

・互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携し、30秒と60秒のCM動画を、「NewsTV」と「TVer」で配信した。

■「冠婚葬祭のことなら、あなたの街の冠婚葬祭互助会にお任せ！」

※イラストアニメーション版 30秒CM（YouTube／TVer）

■「安心して冠婚葬祭のサービスが受けられる「冠婚葬祭互助会」とは？」

※ホワイトボードアニメーション版 60秒CM（YouTube）

期間：2026（令和8）年2月2日（月）～3月15日（日）

・互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携し、ニッポン放送系列 全国34局 ネット「上柳昌彦 あさぼらけ」内、1 社冠提供5分コーナー番組を放送した。

■「全日本冠婚葬祭互助協会 presents 明日はもっといい日になる」

期間：2025（令和7）年11月5日～2026（令和8）年1月28日

毎週水曜朝4:40～（計12回）

※番組前後冠提供クレジット、番組内40秒CM

■「全日本冠婚葬祭互助協会 presents 明日はもっといい日になる」

公開収録&トークショーを実施した。

期日：2026（令和8）年1月12日（月・祝）@ニッポン放送イマジンスタジオ

・互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携し、TBSラジオ系列 全国32局 ネット「ONE-J」内にて、1 社冠提供の15分コーナー番組を放送した。

■「全日本冠婚葬祭互助協会 presents ハレの日だより」

期間：2026（令和8）年1月4日～3月29日 毎週日曜朝9:35～（計13回）

※番組前後冠提供クレジット、番組内80秒CM

★3月15日「冠婚葬祭互助会の日」は、加盟互助会施設より生中継にて放送。

レポーター：お笑いコンビ「ちゃんぴおんず」

・互助会加入者施行支援機構運営委員会と連携し、小学校副教材による儀式・儀礼文化への理解促進、消費者の権利保護に対する支援システム等について広報活動を実施した。

■小学校副教材「未来クリエイター」

誌名：ご先祖さまから、身近な人も みんなへのありがとうにドキドキ

実施校：466校（日本全国47都道府県）

部数：70,093部 対象：小学校4～6年生

■公 募：最近あった年中行事や通過儀礼川柳コンテスト（巻末応募用紙）

応募数：176作品

②全互協ブランドの拡充

消費者に対して、冠婚葬祭互助会を身近に感じ共感できる訴求方法として、「冠婚葬祭互助会の日」の広報を中心に実施した。

2）渉外対策の強化

正会員各社との交流促進に向け、総会及び新年賀詞交歓会の開催にあわせ、「賛助会の会社概要・商品等を掲載した案内冊子」を作成し、加盟互助会宛に配布及び懇親会等にて配布した。また、各種関係団体との交流推進を図った。

3）「出会い・交流サポート事業」の推進

少子化への対策のために、全互協のネットワークを活かした全国の加盟互助会の施設（結婚式場等）を利用した「出会い・交流サポート事業」を「冠婚葬祭互助会の日」記念コラボイベントとしても推奨し、1月～5月間での事業推進を図った。

※実施互助会数：11社により15件の開催

（「冠婚葬祭互助会の日」イベントとして、6社により7件の開催）

4）業界によるSDGsへの取り組み

会員各社の具体的な取り組み紹介を互助会通信で継続的に紹介し、各互助会の取り組みを推進させた。

5）全互協奨学金基金制度

前年度4月より、奨学生及び寄付金募集案内を展開し、8月15日～10月15日の間における応募申請10名のうち、厳正なる審査・選考会を経て、計5名（男性2名、女性3名）に対し、年間60万円の奨学金給付を決定した。

また、本制度の認知及び寄付等の支援拡大に向け、新たに大学等在籍者を対象とした制度拡充を行うと共に、次年度の案内を3月より実施した。

6）社会貢献基金制度

①災害発生時に、災害規模等に応じたお見舞金等の検討を行う。

本年度においては、規程に定める支給対象に該当する事案が発生しなかったため、見舞金等の執行実績はなかった。

②一般公募による助成事業

社会貢献活動を行う各種団体から①高齢者福祉事業、②障がい者福祉事業、③児童福祉事業、④環境・文化財保全事業、⑤地域つながり事業の活動に対して一般公募を行った。応募申請総数92件のうち、厳正なる審査を経て、16件の団体に対し、約950万円の助成交付を行った。

また、中間報告会を開催し、助成団体より事業進捗状況について確認を行った。

7）「冠婚葬祭互助会の日」に関する広報

各種メディアを活用した広報活動を実施した。

① ニッポン放送系列（全国34局ネット）にて、1社提供による5分のコーナー番組「上柳昌彦 あさぼらけ」放送及び公開収録&トークショー（11月～1月末）

② TBSラジオ系列（全国32局ネット）にて、1社提供による15分のコーナー番組「ハレの日だより」放送及びCM-SPOT（1月～3月末）

③ NewsTVとTVerにて、イラスト動画（30秒と60秒素材）による動画広告を配信（2月～3月中旬）

④ 広報用ポスター（A3/B3）及びポストカード等を加盟互助会に頒布（2月中旬）

⑤ 全国ネット番組の生中継施策による、記念日と連動した情報発信（3月15日）

委員会開催 4 回（開催月 8、10、1、4 月）

4. 研修事業（研修委員会）

1) 経営者研究会の開催

2025（令和7）年8月に総会において経営者研究会を開催した。

- ・開催日 2025（令和7）年8月20日
- ・場所 マリベールスパイア（株式会社ベルモニー 松山）
- ・講師 サイボウズ株式会社 執行役員 ソーシャルデザインラボ所長
藤田 康人 氏

また、2026（令和8）年1月に賀詞交歓会において経営者研究会を開催した。（追加事業）

- ・開催日 2026（令和8）年1月21日
- ・場所 アンフェリシオン
- ・講師 自由民主党冠婚葬祭互助制度振興議員連盟 最高顧問
甘利 明 先生

2) フューネラル・アワード

互助会職員の研鑽を目的として、職員が担当したご葬儀の中から特に心に残るものを発表していただき、優秀作品を選考・表彰すべく、来年度に於ける第2回フューネラル・アワードにむけて検討を行った。

3) 各ブロックの活性化の促進

昨年度より本格的に実施されたブロック研修会について、引き続き、各ブロックの地域性や特性を生かした独自の研修会、勉強会、消費者団体との交流事業等を通じて地域活動を進め、ブロックの活性化を行った。

4) 葬儀品質認定制度の推進

本年度申請のあった加盟互助会を対象に、葬儀品質認定審査会による評価を実施し認定した。なお、本年度は第6期認定取得済となっている認定互助会が継続するための更新申請の手続きが開始されている。また、審査会で申請内容について見直しを行い、約1年間かけて検討を重ねた結果、審査内容の一部変更を行なった。

（第10回全互協葬儀品質認定審査会）

開催日 2026（令和8）年4月22日（水）
開催方式 Web併用会議

5) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1) 葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

葬祭ディレクター技能審査試験の実施にあたり試験監督委員等の人的支援などを行うとともに、葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）と全互協研修委員会

との合同会議を開催し、必要な対応の検討を行った。

葬祭ディレクター技能審査実技試験

・実施日 2025（令和7）年11月19日

葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）と全互協研修委員会との合同会議

・実施日 2025（令和7）年12月19日

・場所 エルブライトハウス浜松町

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター講習会の企画実施を目的とした各ブロックからの申請に基づき研修支援として助成金を交付した。

6) マネジメントセミナーの実施（追加事業）

各互助会の現場管理職員等を対象として、マネジメントをテーマとした研修会を企画し実施した。

第2回現場管理職向けマネジメントセミナー

・開催日 2025（令和7）年11月26日

・場所 ベルクラシック東京

・講師 アンドマイ代表／組織活性化コンサルタント
前川 由希子 氏

第3回現場管理職向けマネジメントセミナー

・開催日 2026（令和8）年5月27日

・場所 アンフェリシオン（zoom併用）

・講師 ビジネス数学・教育家／明治大学客員研究員
深沢 真太郎 氏

委員会開催7回（開催月6、7、8、10、12、2、4月）

5. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

1) コンプライアンス研修会の実施

協会が定めるコンプライアンスガイドブックの普及と加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制の整備・強化を目的として、「互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会」を企画し実施した。

（第17回互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会）

開催日：2026（令和8）年2月6日（金）13:00～

場所：京都マリアージュグランデ

形式：集合型研修及びZoomによるWEB配信

参加者：145社（291名）

内容：講演 『カスタマーハラスメント対策』～カスハラの実態、企業としての

法的義務、対応方針・体制づくり～

講師 山田 英樹 氏（上町総合法律事務所 代表弁護士）

2) コンプライアンス・ブロック別委員会活動の推進

協会自主規制を含め、協会が推進するコンプライアンス活動を会員互助会各社へ徹底するために、コンプライアンス・ブロック別委員会を年4回開催した。

また、コンプライアンス・ブロック別委員会の運営にあたってはコンプライアンス委員会が総括し、互助会事業に係る法令等の改正や分科会等の議論を通じて互助会契約に関する苦情対応について情報共有を図るほか、互助会事業への理解を深めて頂くための消費生活センターとの交流・訪問活動を推進した。

(1) 第30回コンプライアンス・ブロック別委員会

実施時期：2025（令和7）年11月

場 所：各ブロック

形 式：集合型

内 容：①分科会（「契約（代筆）」、「施行（葬儀費用）」）

②連絡事項

- ・「第13回クレーム絶無のためのキャンペーン」期間中の苦情等の報告について

(2) 第31回コンプライアンス・ブロック別委員会（全ブロック合同開催）

実施時期：2026（令和8）年2月6日（金）15:00～

場 所：京都マリアージュグランデ

形 式：集合型及びZoomによるWEB配信

内 容：「2024年度 消費者相談事業報告書」の結果について

(3) 第32回コンプライアンス・ブロック別委員会

実施時期：2026（令和8）年3月～4月

場 所：各ブロック

形 式：集合型

内 容：①分科会（「高齢者勧誘」、「役務提供」）

②連絡事項

- ・令和7年度コンプライアンス関連各種アンケート集計結果について

(4) 第33回コンプライアンス・ブロック別委員会（特別講習会：全ブロック合同開催）

実施時期：2026（令和8）年5月11日（月）13:00～

場 所：アンフェリシオン

形 式：集合型及びZoomによるWEB配信

参 加 者：154社（321名）

内 容：①特別講習会

講演 「セキュリティ対策について」

講師 加賀谷 伸一郎 氏（独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター 普及啓発・振興部副部長）

②連絡事項

・第4回互助会消費者アドバイザー資格制度の募集について

3) 互助会消費者アドバイザー資格制度の推進

加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制整備の一環として、互助会契約に関する苦情・相談等に適切に対応できる人材を養成するとともに、全互協独自の検定基準を確立して登録制の互助会消費者アドバイザー資格制度を推進するため、指定講座及び試験を実施した。

(1) 第3回互助会消費者アドバイザー指定講座の実施

実施時期：2025（令和7）年8月～11月

受講者：77名

プログラム：①テキスト学習（WEBテスト含む）

②オンデマンド講習

③ロールプレイング実習

(2) 第3回互助会消費者アドバイザー試験の実施

実施時期：2025（令和7）年12月～2026（令和8）年2月

受験者：85名

実施方法：CBT（Computer Based Testing）試験方式

(3) 教育内容及び資格制度の見直し・検討

2028（令和10）年度を目途に導入する更新制の在り方について検討を行った。

4) 募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査の実施（隔年事業）

消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約第2条第2項第1号に基づき、加盟互助会各社の取り組み状況を把握するために、消費者と締結する冠婚葬祭に関する互助会契約の締結及びその履行に係る関係法令、協会自主規制等を遵守しているかについて、加盟互助会各社で内部監査を実施し、その結果報告書を徴求した。

（第4回募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査）

実施期間：2025（令和7）年10月～12月

提出互助会：166社／199社（前回調査：165社／204社）

提出率：83.4%（前回調査：80.9%）

5) 会員管理対策の推進

全互協及び加盟互助会各社における段階別会員管理規程に基づく会員管理の履行を確保するため、互助会各社の実施状況を調査し、正副会長等会議、理事会で全国集計の結果について報告するとともに、コンプライアンス・ブロック別委員会を通じ各ブロックにフィードバックした。

（第15回段階別会員管理規程（義務規程）の実施状況調査）

実施時期：2025（令和7）年9月1日～10月31日

回答互助会：180社／199社（前回調査：186社／204社）

回答率：90.5%（前回調査：91.2%）

6) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保

加盟互助会を対象として、生前予約契約の一時払い型に関する実態調査を実施し、協会自主規制の対象となる「一時払い型」の生前予約契約を取り扱う募集会社（34社）を登録した。

実施時期：2025（令和7）年 9月1日～10月31日

回答互助会：177社／199社（前回調査：188社／204社）

回 答 率：88.9%（前回調査：92.2%）

7) 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関する報告の徴求（年2回）

冠婚葬祭互助会に関する苦情の低減と行政へ提供する基礎資料の収集を目的として消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づき、加盟互助会各社より苦情等に関する報告書類を徴求し、正副会長等会議、理事会で集計結果について報告するとともに、コンプライアンス・ブロック別委員会を通じ各ブロックにフィードバックした。

（4-9月期 苦情発生件数）

回答互助会：185社／199社（回答率：93.0%）

（10-3月期 苦情発生件数）

回答互助会：166社／196社（回答率：84.7%）

8) 互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組み

「クレーム撲滅キャンペーン（1月～5月）」のポスターを制作し、加盟互助会に配布した。配布したポスターを加盟互助会の各事務所に掲示するとともに、全互協契約者相談室に寄せられた苦情を月単位で各社にフィードバックするなどコンプライアンス意識の向上を図った。また、各ブロックにおいて営業エリア内にある消費生活センターを訪問し、当該地域内の苦情状況を把握するとともに、冠婚葬祭互助会に対する理解を深めてもらえるよう交流を図った。

キャンペーン名：『人と人生に寄り添う 冠婚葬祭互助会』

実 施 期 間：2026（令和8）年 1月 1日～ 5月31日

9) コンプライアンスガイドブックの改訂

コンプライアンスガイドブックの改訂に必要となるリーガルチェック等のための費用を来年度予算で確保する必要があること等、来年度改訂に向けた検討を行った。

10) 募集資格者登録事業の推進

募集資格者登録事業実施規程に基づく募集資格者の登録義務の履行と、会員互助会各社の事業規模に応じた教育責任者の選任と登録を推進するとともに、以下の事業を行った。

(1) 募集資格教育責任者資格試験の実施

募集資格者登録に係る教育を徹底させ、かつ教育レベルを一定の水準に維持する

ことを目的に募集資格教育責任者資格試験を実施した。合格者には申請に基づき、資格証（登録カード）を交付した。

また、2026（令和8）年11月30日に有効期限を迎える募集資格教育責任者を対象として、2025（令和7）年12月1日から募集資格教育責任者登録更新試験を実施し、合格者には募集資格教育責任者登録証を交付した。

(2) 募集資格者登録試験の実施

新規で外務活動に従事する者で、当協会が定める「募集資格者教育標準カリキュラム」に基づく教育を受けた者等を対象に、募集資格登録試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（シルバー）を交付するとともに、小冊子（ダイジェストブック）を配布した。

また、2026（令和8）年3月31日に有効期限を迎える募集資格者を対象として、2025（令和7）年4月1日から募集資格登録更新試験を実施し、合格者には募集資格者登録証（ゴールド）を交付した。

(3) 資格管理システム等の見直し・改修

CBT試験方式による募集資格者登録試験（新規・更新共）について、適切な運用を図り、適宜必要に応じて資格管理システム等の検討を行った。

(4) 募集資格者テキスト等の改訂

特定商取引法、個人情報保護法等関係法令の改正に伴い、募集資格者テキスト、募集資格者教育責任者テキスト及び募集活動ダイジェストブックを適宜改訂の検討を行った。

委員会開催10回（開催月6、7、9、10、12、1、2、3、4、5月）

6. 儀式継創事業

1) 儀式文化継承のための検証と発信

日本で初めて冠婚葬祭互助会が設立された1948（昭和23）年から現在に至るまでの間、互助会業界が冠婚葬祭や儀式儀礼文化に対して果たしてきた役割と、その評価について歴史的な変遷をたどり、検証とその発信を行った。

(1) 全互協冠婚葬祭歴史年表

データの収集及び更新を行った。

(2) 儀式文化に関するデータの収集

互助会業界（会員互助会、全互協、保証会社等）が保有する既発刊物等（年史、社葬などの印刷物や書籍、記録、映像等）は儀式文化継承における貴重かつ重要な資料であり、その遺失や散逸を防ぐために全互協において収集し保存を進める。会員互助会各社に対し資料提供の協力依頼を行った。

2) 儀式継承

冠婚葬祭を中心とする儀式文化は、小規模化と簡素化が進み、互助会業界に大きな影響を及ぼしている。儀式に対する認識がこのまま失われてしまわないために、日本

人のよりどころである儀式の意義と重要性について再認識していただくよう、多くの方々に対して講座やセミナーを通じて普及・啓発活動を行う。このような活動を通じて互助会の役割の重要性の再認識にもつなげていく。

(1) 冠婚葬祭講座（財団に委託）

冠婚葬祭における年中行事や儀式儀礼の意味と大切さを認識、再確認されることを目的に、全互協の会員互助会によるプログラムの実施を推進する。プログラムは、各社の施設見学会等のイベント開催時や学校、高齢者施設において実施した。

なお、標準プログラムは引き続き全互協の会員専用サイトからダウンロードし、活用した。

(2) 土曜学習応援団（文部科学省）への参画（財団に委託）

文部科学省が推進する土曜学習応援団の活動の趣旨に沿い、小学生（小学校4～6年生）、中学生（中学校1～3年生）を対象に、実社会での経験や強みを生かした出前事業等の教育プログラムの提供を行うとともに、「子供霞が関見学デー」を活用した冠婚葬祭文化の普及を図った。

3) 他団体とのコラボレーション

(1) 全日本仏教会並びに全日本仏教会青年会との交流

日本仏教会及び日本仏教青年会との連携を緊密に保ち、仏教青年会とのコラボレーションによる公開講座等の実施を検討した。

(2) 前項(1)以外の団体等との交流

前項同様に、コラボレーションの可能性があり、儀式文化の継承と創造に取り組んでいる団体等との交流を進めた。

4) 「日本の儀式カレンダー」の活用方法の検討（財団に委託）

通過儀礼や年中行事、全国の主な祭りなどを画像やテキストで紹介することを目的に製作したウェブカレンダーの更新については、昨年度で終了したが、今年度は現行の儀式カレンダーのコンテンツを儀式の継承として活用できるかを検討した。

5) 冠婚葬祭等の承継事業（財団に委託）

(1) つながりの希薄・世帯規模の縮小・故人の高齢化などを背景に葬儀の小規模・簡素化の傾向は引き続き進行している。さらに家族の葬儀を希望する形も、小規模・簡素な式を志向する傾向が強まっている。こういった状況の中で、葬儀を中心とした学識経験者に集まってもらい、世代とともに葬儀は姿を変えるにしても、その根底にある「人と人を繋ぎ、心を癒す力」は普遍であるといった葬儀を行うことの大切さ等を検討してもらい、互助会業界の活性化を図った。

(2) 婚姻件数が2年連続で50万組を割っている状況の中で、結婚をめぐる儀式は、古代から現代まで、人生の大きな節目のひとつとして認められてきた重要な通過儀礼であり、次世代に引き継ぐ必要がある。このため結婚式の成立と変遷である過去の婚姻と婚礼の歴史を振り返り、世代とともに結婚式の形態が変わっても、結婚式が本人と周りの重要な関係を築き、社会生活を送る上で、家族の絆を作るといった雰囲気を作成するためのDVDを作成した。

7. 互助会加入者施行支援機構運営委員会（リスク管理一部含む）

1) 経営相談室や(株)全国支援互助会との連携

経営相談室や（株）全国支援互助会との連携を図るような救済引受案件等がなかった。

2) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

昨年4月に承認された案件についての支援を行った。

3) 役務保証機能及び安心ネットワーク機能の整備

互助会加入者施行支援機構運営審議会と合同で検討を行った。

4) 互助会加入者施行支援機構の広報

広報・渉外委員会と連携して本件に係る広報活動を行った。

5) 当協会未加入互助会の財務状況等の確認

当協会未加入互助会の財務状況等について、開示請求等を利用して確認を行った。

6) 当協会未加入互助会の加入促進

当協会未加入互助会に対して、令和8年4月に加入促進のための案内を行った。

7) 更なる消費者保護策の検討

互助会加入者施行支援機構運営審議会と合同で検討を行った。

8. 運用委員会

互助会加入者施行支援機構の預り金及び正味財産について、規約等に基づく購入金額、運用期間等を遵守すると共に、各種商品の金利水準やリスクを確認の上、安定的に利息収入が確保するよう運用を行った。また、劣後債の購入上限額の変更も行った。

9. 次世代委員会（後継者育成事業）

将来の冠婚葬祭互助会事業の次世代を担う方々を育成する目的として、若手経営者や次期後継者を対象に、年4回の勉強会を実施した。勉強会内容として、当協会の業務執行理事経験者からの講演を中心に「経営者としての姿勢」や「業界の未来への危機感」、「後継者育成の必要性」等について、今後の経営に必要な素養を学ぶ場を提供した。

また、業界の未来への危機感に対して、各互助会の代表者向けに実施した「今後のセーフティネットの在り方について」のアンケートに回答してもらい、「今後のセーフティネットの必要性」や「今後取り組むべき事項」等について意見を出し合ってもらった。

・第4回勉強会

開催日：2025/7/10(木) 37名参加

場 所：ホテルベルクラシック東京

【報告会・講演会及び懇親会】

第一部 報告会（これまでの勉強会振り返り）

第4回勉強会出席者

第二部 講演「変わらないために変わり続ける」

講師：株式会社サン・ライフメンバーズ 代表取締役

（一社）全日本冠婚葬祭互助協会 副会長 比企武 氏

・第5回勉強会

開催日：2025/11/28(金) 49名参加

場 所：ホテルベルクラシック東京

【講演会及び懇親会】

講演

講師：株式会社ベルコ 代表取締役

（一社）全日本冠婚葬祭互助協会 顧問 齋藤斎 氏

・第6回勉強会

開催日：2026/3/10(火) 39名参加

場 所：アンフェリシオン

【講演会・グループワーク及び懇親会】

第一部 講演「全互協の取り組みについて」

講師：（一社）全日本冠婚葬祭互助協会 専務理事 吉川雅之 氏

第二部 グループワーク

「今後のセーフティネットのあり方について（アンケート記入等）」

・第7回勉強会

開催日：2026/5/12(火) 39名参加

場 所：ベルクラシック東京

【グループディスカッション及び懇親会】

グループディスカッション

「今後のセーフティネットの在り方について」／「今後、自社としてどのような取り組みを行っていくか」

10. 将来ビジョン具現化検討プロジェクトチーム

第18回総会において、将来ビジョンである「一人ひとりにウェルビーイングな暮らしを届ける」ことを実現するために必要な互助会業界共通アプリ「My GOJO+」の開発について承認を受け、本年9月リリースに向けた開発や本アプリに参画してもらうための

説明会等を実施した。

開催15回（開催月6、6、7、8、9、10、10、11、12、12、1、2、3、4、5月）

11. 政策統括室

会長の諮問機関として、総務委員会及び政策委員会の重要案件について、サポートを行った。

12. 経営相談室

加盟互助会から相談の申し出等がなかったため、実施せず。

13. 契約者紛争解決事業

本年度においては、契約者紛争処理グループ、倫理管理委員会、倫理審査会が審議する案件はなかった。

14. 事務局

1) プライバシーマーク制度の推進

(1) プライバシーマーク付与適格性審査の実施

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク指定審査機関として、当協会の正会員、準会員からの申請をもとにプライバシーマーク付与適格性審査を行うとともに、付与事業者等からの事故報告に基づく注意喚起、個人情報保護マネジメントシステムの円滑な運用に関わる情報提供を行った。

本年度は、2件の新規申請と30件の更新申請を受理するとともに、形式審査、文書審査及び現地審査の予備審査を経て、プライバシーマーク審査会を開催し、新規2件、更新26件を認定した。

プライバシーマーク審査会開催 3回（令和7年7月、令和7年12月、令和8年3月）

(2) プライバシーマーク制度の啓蒙

一般消費者の目に見えるプライバシーマークを示すことによって、個人情報の保護に関する一般消費者の意識の向上を図り、冠婚葬祭互助会事業における個人情報の適切な取り扱いにつなげるため、協会ホームページにおける情報発信を行うとともに、協会におけるプライバシーマーク付与適格決定事業者一覧を公表した。

また、プライバシーマークの取得を勧奨するために、未取得の正会員（154社）に対してプライバシーマークを取得することによって得られるメリットを説明した文書を、JIPDEC作成のプライバシーマーク紹介パンフレットと共に令和7年10月に送付した。

2) 業務の効率化及び予算の適正化に向けた取り組み

協会内の業務の効率化に向けた取り組みを行うとともに、会員互助会、各ブロック事務局、一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携を図る。

- (1) ペーパーレス化への取り組み
- (2) 各委員会の予算の執行管理
- (3) ブロック事務局との連絡調整等
- (4) 一般財団法人冠婚葬祭文化振興財団及び関係行政機関等との連携

Ⅲ．業務の適性を確保するための体制

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会は、「私たちは多くのお客様のご満足を通じて会員システムを発展させ、新しい儀式文化を創造する。」との業界理念の実現と持続性の高い会員システムの確立を目指して、法令及び定款を遵守し業界価値の最大化を図るため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条に基づき、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、基本方針及びそれに従い構築された内部統制体制については継続的な見直し、改善に努める。

1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事は、法令及び定款を遵守し、法令遵守を率先垂範する。

また、理事会が理事の職務の執行を監督するため、理事は、業務の執行状況を理事会に報告すると共に、他の理事の職務執行を相互に監視・監督し、重大な法令違反その他定款等に違反する重大な事実を発見した理事は、直ちに監事に報告すると共に、遅滞なく理事会において報告する。

2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の意思決定、及び職務執行に係る情報（理事会等、各種会議の議事録及び資料等）について、「理事会規程」、「守秘義務の遵守に関する規程（以下「守秘義務規程」という。）」及び「情報・文書の取扱に関する規程（以下「文書規程」という。）」等に基づいて適切に保存及び管理を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を軽視することが事業に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理方針を定め、その有効性、適切性を維持するため、「資産運用規程」等を制定し、リスク管理体制を整備・構築する。

4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「理事会規程」、「組織及び運営に関する規程」、「守秘義務規程」及び「文書規程」等により、理事の権限及び責任の範囲を適切に定め、理事が効率的に職務執行する体制を確保する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守（コンプライアンス）は、運営の最重要課題の一つとして位置付け、研修を実施するとともに、「守秘義務規程」、「文書規程」及び「会計処理規程」等により、法令等遵守確保のための体制を構築する。

6) 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監事がその職務を補助する直属の使用人を求めた場合には、監事と協議の上、監事を補助する専任又は兼任の使用人を確保する。

7) 前号の使用人の理事からの独立性に関する体制

当該使用人の人事に関する事項については監事の同意を得なければ行うことができない。

8) 第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事を補助する専任の使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないこととし、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。

9) 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

「監事監査等に関する規程」により、監事は、理事会へ出席し、事業及び財産の状況等について事務局より定期的に報告を受ける。また、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当会に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、理事及び使用人は監事に報告する。

10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにする。

11) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事の職務の執行について生じる費用については、理事及び監事が協議の上予算に計上する。

12) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監事監査等に関する規程」により、監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、評議員会及びその他の会議に出席することができるほか、起案文書、決議書その他業務執行に関する書類を閲覧し、理事又は使用人に対しその説明を求めることができる。

当該体制の運用状況の概要

以上の体制を踏まえ、当事業年度においては、内部統制の有効性を維持するため、理事会を定期的に開催し、重要事項の審議及び決議を適切に行うとともに、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について確認した。監事は、理事会への出席及び業務・会計監査を実施し、業務執行の適正性を確認した。

IV. 会長名で発信した主要文書

1. 全互協 2025（令和 7）発第 1 号（2025（令和 7）年 8 月 1 日）
会員代表者 様
新型一部利用の利用方法の変更について
2. 全互協 2025（令和 7）発第 139 号（2025（令和 7）年 12 月 24 日）
会員代表者 様
局地的災害発生時における支援活動のご協力をお願いについて
3. 全互協 2025（令和 7）発第 3 号（2026（令和 8）年 1 月 22 日）
会員代表者 様
互助会業界共通アプリに係る説明会の開催について
4. 全互協 2025（令和 7）発第 4 号（2026（令和 8）年 3 月 19 日）
会員代表者 様
互助会業界共通アプリへの参画意向申出について

V. 会長名で受信した主要文書

1. 2025（令和 7）年 9 月 4 日
経済産業大臣
価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）
2. 2026（令和 8）年 3 月 25 日
国税庁長官官房参事官（納税者サービス P T）
令和 9 年 1 月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係る周知について

VI. 総 会

本年度は1回開催され、主な内容は、次のとおりである。

第18回総会は、2025（令和7）年8月20日（水）マリベールスパイアにおいて開催された。

来賓を代表して、経済産業省 商務情報政策局 商務サービスグループ 商取引・消費経済政策課 前払式取引担当課長補佐 金子 浩一 氏からご挨拶を頂いた。

総会は、加盟正会員199社中、本人出席113社、委任状出席80社、合計193社が出席し、有効に成立した旨報告があった。続いて議事録署名人に大石理事、小泉理事の2名が選任され議事に入り、次の1案が審議され原案のとおり承認された。

審議事項一 互助会業界共通アプリの開発（案）について
引き続き、次の報告がなされた。

報告事項一 2024（令和6）年度事業報告書、附属明細書及び2024（令和6）年度財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、正味財産増減計算書内訳表及び附属明細書）について

報告事項二 2025（令和7）年度事業計画書、2025（令和7）年度正味財産予算書について

報告事項三 2024（令和6）年度公益目的支出計画実施報告書について

VII. 理事会

本年度は7回開催された。それぞれの主な内容は、次のとおりである。

第91回（2025（令和7）年7月30日）

1. 2024（令和6）年度 事業報告書（案）及び2025（令和7）年度 事業計画書（案）について
2. 2024（令和6）年度 財務諸表（案）並びに2024（令和6）年度 決算報告書（案）及び2024（令和6）年度 予算対比正味財産増減計算書（案）について
3. 2025（令和7）年度 正味財産予算書（案）について
4. 公益目的支出計画実施報告書（案）について
5. 第18回総会の招集通知（案）について
6. 互助会業界共通アプリの開発（案）について
7. 新型一部利用の利用方法の変更について
8. 省力化投資促進プランについて
9. 局地的災害における全互協の自主支援体制に関する方針
10. 第2回フーネラル・アワード実施要領・募集要項（案）について

第 92 回（2025(令和 7)年 8 月 20 日）

1. 互助会消費者アドバイザー制度運営規程等の改正について
2. 2025 年度コンプライアンス委員会発信文書について
 - ① 第 15 回互助会各社における段階別会員管理の実施状況に関するアンケート調査について（お願い）
 - ② 令和 7 年度 「生前予約契約の一時払い型に関する実態調査」について
 - ③ 令和 7 年度 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関する報告（4 月-9 月期）の徴求について 1. 理事による会長、副会長、専務理事、常務理事の選定について
3. 顧問、参与の推薦について
4. 委員長等の選任について
5. ブロック長の選任について

第 93 回（2025(令和 7)年 10 月 15 日）

1. 全互協関係委員の交代について
2. 情報公開の推進について
3. 立入検査の実態状況調査について
4. 災害時における支援及び連絡体制の強化について
5. 新型一部利用の利用方法の変更について
6. 第 2 回フューネラル・アワードについて
7. 募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査の実施について
8. 「第 13 回クレーム絶無のためのキャンペーン」期間における苦情件数等について
9. 全互協・互助会会員専用サイトの刷新について
10. 消費者庁地方協力課からの協力要請について
11. フリーランス法の施行に係る行政の対応について

第 94 回（2025(令和 7)年 12 月 17 日）

1. 2026 年度、2027 年度の会長候補者について
2. 2026 年度、2027 年度の役員選出方法について
3. 互助会加入者施行支援機構運営審議会委員の交代について
4. 段階別会員管理規程の見直しについて
5. 職員就業規則の見直しについて
6. 賛助会員の入会について
7. ラジオメディアによる「冠婚葬祭互助会の日」の PR 展開について
8. 葬儀品質認定制度に関する主な変更点について
9. 第 14 回全互協クレーム絶無のためのキャンペーンについて
10. 第 17 回互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会等の開催（集合型研修／Zoom による WEB 配信併用）について

第 95 回 (2026(令和 8)年 1 月 21 日)

1. 2026 年度、2027 年度の新副会長候補者について
2. 2026 年度全互協奨学金基金の給付予定者について
3. 今後の運用について
4. 互助会業界共通アプリに係る説明会の開催について
5. 所在不明かつ生年月日不明の会員に係るアンケート調査の実施について

第 96 回 (2026(令和 8)年 3 月 18 日)

1. 第 54・55 期 (令和 8・9 年度) 委員長及び副委員長候補者について
2. 互助会業界共通アプリについて
3. 2025(令和 7)年度 社会貢献基金助成団体について
4. 情報公開の実施状況について
5. オーダーメイド型互助会契約について
6. 令和 7 年度 会員互助会の財務データ集計業務報告書について
7. 2027 年度全互協奨学金募集ポスターについて
8. まんが社会見学シリーズ『大研究 !きずなでつなぐ日本の儀式』増刷・購入のご案内について
9. ラジオ番組による訴求について
10. 2025 年小学校副教材「未来クリエイター」報告書について
11. 第 3 回現場管理職向けマネジメントセミナーについて
12. 2025(令和 7)年度 コンプライアンス事業アンケート調査報告について
 - ①提出書類等の回収状況について
 - ②第 4 回募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査の集計結果について
 - ③第 15 回互助会各社における段階別会員管理の実施状況に関するアンケート調査の集計結果について
 - ④第 15 回消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情発生件数報告書の集計結果について
13. 消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関するご報告 (10 月-3 月期) のお願いについて
14. 第 33 回コンプライアンス・ブロック別委員会 (特別講習会) の開催 (集合型研修/ZOOM による WEB 配信併用) について

第 97 回 (2026(令和 8)年 5 月 20 日)

1. 第 54・55 期(令和 8・9 年度) 各委員会委員構成(案)について
2. 2026(令和 8)年度 事業計画(案)について
3. 2026(令和 8)年度 予算(案)について
4. 旅費規程の改正(案)について
5. 互助会業界共通アプリについて
6. 所在不明・生年月日不明会員の取り扱いについて

7. 「監督の基本方針」の改正について
8. 「出会い・交流サポート事業」について
9. 「冠婚葬祭互助会の日」について
10. 社会貢献基金制度「一般公募による助成事業」について
11. 葬儀品質認定審査会について
12. 第4回互助会消費者アドバイザーの募集について

VIII. ブロック会議

本年度は、次のとおり合計 20 回（前年度 20 回）開催され、全互協事務局の他、各経済産業局、互助会保証(株)、日本割賦保証(株)から来賓として臨席頂いた。

秋季（11 月）ブロック会議では、全互協関係委員の交代について、情報公開の推進について、立入検査の実態状況調査について、災害時における支援及び連絡体制の強化について、新型一部利用の利用方法の変更について、第 2 回フューネラル・アワードについて、募集等におけるコンプライアンス確保のための書面調査の実施について、「第 13 回クレーム絶無のためのキャンペーン」期間における苦情件数等について、全互協・互助会会員専用サイトの刷新について、消費者庁地方協力課からの協力要請について、フリーランス法の施行に係る行政の対応について等の報告が行われた。

また、春季（3～4 月）ブロック会議では、第 54・55 期（令和 8・9 年度）委員長及び副委員長候補者について、互助会業界共通アプリについて、2025(令和 7)年度 社会貢献基金助成団体について、情報公開の実施状況について、オーダーメイド型互助会契約について、令和 7 年度 会員互助会の財務データ集計業務報告書について、2027 年度全互協奨学金募集ポスターについて、まんが社会見学シリーズ『大研究！きずなでつなぐ日本の儀式』増刷・購入のご案内について、ラジオ番組による訴求について、2025 年小学校副教材「未来クリエイター」報告書について、第 3 回現場管理職向けマネジメントセミナーについて、2025(令和 7)年度 コンプライアンス事業アンケート調査報告について、消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規約に基づく苦情等に関するご報告（10 月-3 月期）のお願いについて、第 33 回コンプライアンス・ブロック別委員会（特別講習会）の開催（集合型研修／ZOOM による WEB 配信併用）について等の報告が行われた。

開催状況 20 回

北海道 2 回、東北 2 回、北関東 2 回、東京 2 回、南関東 2 回
中部 2 回、近畿 2 回、中国 2 回、四国 2 回、九州 2 回

IX. 会 費

2025（令和7）年度の会費の納入状況

正 会 員	199 社	172,940 千円（納入率	100%）
準 会 員	5 社	100 千円（納入率	100%）
賛助会員	65 社	6,145 千円（納入率	100%）
計	269 社	179,185 千円（納入率	100%）

会費（特例均等割会費300,000、200,000、150,000、100,000 ＋比例割令和5.3.31現在 前受金残高）										（単位：円）	
		均等割	比例割	計	会員数		会費計				
(A)	1,000億円以上	300,000	＋	2,600,000	＝	2,900,000	×	3 社	＝	8,700,000	円
(B)	700億円以上 ～ 1,000億円未満	300,000	＋	2,300,000	＝	2,600,000	×	1 社	＝	2,600,000	円
(C)	500億円以上 ～ 700億円未満	300,000	＋	2,100,000	＝	2,400,000	×	2 社	＝	4,800,000	円
(D)	400億円以上 ～ 500億円未満	300,000	＋	1,500,000	＝	1,800,000	×	5 社	＝	9,000,000	円
(E)	300億円以上 ～ 400億円未満	300,000	＋	1,460,000	＝	1,760,000	×	10 社	＝	17,600,000	円
(F)	250億円以上 ～ 300億円未満	300,000	＋	1,200,000	＝	1,500,000	×	6 社	＝	9,000,000	円
(G)	200億円以上 ～ 250億円未満	300,000	＋	1,090,000	＝	1,390,000	×	6 社	＝	8,340,000	円
(H)	150億円以上 ～ 200億円未満	300,000	＋	990,000	＝	1,290,000	×	7 社	＝	9,030,000	円
(I)	100億円以上 ～ 150億円未満	300,000	＋	890,000	＝	1,190,000	×	25 社	＝	29,750,000	円
(J)	80億円以上 ～ 100億円未満	300,000	＋	740,000	＝	1,040,000	×	9 社	＝	9,360,000	円
(K)	60億円以上 ～ 80億円未満	300,000	＋	640,000	＝	940,000	×	15 社	＝	14,100,000	円
(L)	40億円以上 ～ 60億円未満	300,000	＋	540,000	＝	840,000	×	15 社	＝	12,600,000	円
(M)	30億円以上 ～ 40億円未満	300,000	＋	420,000	＝	720,000	×	6 社	＝	4,320,000	円
(N)	20億円以上 ～ 30億円未満	300,000	＋	350,000	＝	650,000	×	11 社	＝	7,150,000	円
(O)	10億円以上 ～ 20億円未満	300,000	＋	280,000	＝	580,000	×	18 社	＝	10,440,000	円
(P)	5億円以上 ～ 10億円未満	300,000	＋	140,000	＝	440,000	×	20 社	＝	8,800,000	円
(Q)	3億円以上 ～ 5億円未満	300,000	＋	0	＝	300,000	×	10 社	＝	3,000,000	円
(R)	2億円以上 ～ 3億円未満	200,000	＋	0	＝	200,000	×	8 社	＝	1,600,000	円
(S)	1億円以上 ～ 2億円未満	150,000	＋	0	＝	150,000	×	11 社	＝	1,650,000	円
(T)	1億円未満	100,000		0	＝	100,000	×	11 社	＝	1,100,000	円
				計				199 社	＝	172,940,000	円

X. 会員の移動

2025（令和7）年度末の会員数は、正会員195社、準会員5社、賛助会員64社で、入・退会状況は、次のとおりである。

1) 入 会

①賛助会員 1社 (株) そうそう

2) 退 会

①正会員	4 社	(株) モリ美容院 (株) 東冠 (株) 岡山冠婚葬祭互助会 (株) サン・セレモニー
②賛助会員	2 社	信和アルコール産業 (株) (株) 大高商事

XI. 監 査

2025（令和7）年度決算については、2026（令和8）年7月28日付けで会計監査人より監事に対する報告が実施された。これを受けて2026（令和8）年7月28日に現預金残高並びに証憑書類等の検証が行われ、併せて事業報告についても監事監査が行われた。

XII. その他

(2025 (令和 7) 年度事業報告の附属明細書について)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する事業報告の附属明細書として記載するべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。